

■ 公的年金等を受給されている方について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

給与支払報告書の提出について

平成31年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は平成31年1月31日となっておりますが、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

〈お問い合わせ先〉

日高町役場 税務課 課税グループ	電話 01456-2-6184
日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ	電話 01457-6-2001
苫小牧税務署	電話 0144-32-3165

放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

平成31年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおり募集します。

申請書は各児童クラブ開設場所、役場子育て福祉課、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課にありますので必要事項を記入のうえ提出してください。

(1) 実施施設・定員

名称	開設場所	定員
とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50名
もんべつ児童館児童クラブ	緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40名
厚賀すずらん保育所児童クラブ	厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20名
日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20名

(2) 募 集 期 間 1月8日(火)～2月8日(金)

※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからのお申し込みは原則お受けできませんのでご注意ください。

(3) 提 出 先 日高町役場子育て福祉課、とみかわ児童館、もんべつ児童館、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

〔お問い合わせ先〕	日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ	電話 01456-2-6183
	日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ	電話 01457-6-3173

災害義援金のご案内について

北海道胆振東部地震で被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

日高町では、被災された皆様から申請により災害義援金の配分を行いますので、義援金の配分内容及び申請方法についてお知らせします。

◆**配分金額** 今回の配分は、平成30年11月21日に開催した日高町災害義援金配分委員会において下記のとおり決定しました。

住宅被害区分	配分金額
全壊 住宅等	80万円
全壊 寄宿舍等	20万円
半壊（大規模半壊含む）住宅等	35万円
半壊（大規模半壊含む）寄宿舍等	10万円
一部損壊 修理費用が30万円以上	5万円

◆住家の全壊、半壊（大規模半壊含む）への配分

- 1) 配分対象 罹災証明で全壊、半壊（大規模半壊含む）と認定された世帯
- 2) 申請に必要なもの
 - ・平成30年北海道胆振東部地震 災害義援金 申請書
 - ・世帯主（申請者）の印鑑
 - ・通帳の写し（口座名義人、番号が記載されているもの）
 - ・罹災証明書の写し
 - ・申請行為にあたり、本人確認ができるもの（運転免許証等）

◆住家の一部損壊への配分

- 1) 配分対象 震災日（平成30年9月6日）に住民票があり、居住している自己所有の住家（借家を除く）が北海道胆振東部地震により住家被害を受け、修理費用が30万円以上の世帯
※住家被害があった場合は、ポイラー・給水設備も含み、外構工事や家財・家電製品の修理等、グレードアップの工事は含みません。
- 2) 申請に必要なもの
 - ・平成30年北海道胆振東部地震 災害義援金 申請書
 - ・世帯主（申請者）の印鑑
 - ・通帳の写し（口座名義人、番号が記載されているもの）
 - ・修理費用の領収書原本（工事業者の手が回らないなど、特別な事情がある場合は見積書）
 - ・工事内訳がわかる書類（工事内訳書・明細書等）
 - ・申請行為にあたり、本人確認ができるもの（運転免許証等）

◆**申請受付期限** （平成30年12月10日（月）から）平成31年1月31日（木）まで

◆**受付窓口** 日高町役場 総務課、日高総合支所 地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

◆**申請窓口・問い合わせ先** 日高町役場 総務課 情報防災グループ（TEL01456-2-5131）

◆その他

- 1) 罹災証明申請の手続きをされた方も災害義援金申請書の提出が必要です。
- 2) 申請書の記載誤りや内容に疑義があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。
- 3) 申請書類を審査した結果、認定された場合は、指定口座への振込をもって、決定通知に代えさせていただきますこととし、決定通知書は送付いたしません。
認定されない場合には、その旨を申請者に連絡いたします。
- 4) 修理費用には対象外となる工事箇所・部分に係る修理費用は含まれません。
申請内容に虚偽があった場合は、受け取った義援金を返還して頂きます。
- 5) 今回の申請により配分が決定された方は、今後、追加配分の決定があった場合は、新たな申請は不要となります。